

後期高齢者医療制度

保険料額決定 限度額適用・標準負担額減額認定証を送付

保険料額の決定

平成27年度の後期高齢者医療保険料のお知らせを7月中旬にお送りします。

送付書類は次のとおりです。
「特別徴収(年金引き落とし)」
「口座振替の方」

- 保険料額決定通知書
- 保険料額納入通知書
- 納付書払いの方
- 保険料額決定通知書
- 保険料額納入通知書

※10月期以降の納付書は10月中旬にお送りします。
※口座振替に切り替わる方には振替が可能となった月にお知らせをお送りします。

から保険料を差し引くことで納める方法です。

「普通徴収とは」年間保険料を7月～翌年3月までの各月に振り分け、口座振替や納付書により納める方法です。

「交付対象となる方」

住民票上の世帯員全員が平成27年度の住民税非課税の世帯に属している被保険者(未申告など所得不明者がいる場合には発行しません)
※新規に認定証の交付を受けるには申請が必要です。

認定証提示で1か月間の自己負担が限度額までに
認定証を医療機関の窓口で提示

限度額適用・標準負担額減額認定証を送付
すでに交付を受けている方

国民健康保険

保険料の納付をお忘れなく 皆さんの納付で支える国保制度

国民健康保険料は、国民健康保険加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費、出産や死亡の際の給付などに充てられる貴重な財源となっています。各月月末の納期までに納付されるようお願いいたします。

口座振替は、納め忘れがなく支払いの手間が省ける安心で便利な納付方法です。「口座振替依頼書」を郵送しますのでお問

い合わせください。また、区役所および出張所窓口ではキャッシュカード(一部金融機関に限ります)で口座振替のお申し込みができます。保険証とキャッシュカードをお持ちください。
【医療保険課係(区役所2階8番) 窓口、各出張所

☎(3647)3169
FAX(3647)8443

「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、認定証)の有効期間が7月末日で終了します。平成27年7月31日有効期限の認定証をお持ちの方で、8月以降も交付対象となる方には、7月末日までに新しい認定証を郵送します(有効期間は8月1日(土)～平成28年7月31日(日))。更新のための手続きは必要ありません。

示することで、保険診療の1か月の自己負担分の支払いが限度額までとなります(支払いが複数の医療機関にわたる場合、それぞれで限度額までの支払いになります)。

入院・外来いずれの場合も、ご利用できます。

認定証を利用した場合でも、高額療養費に該当した場合は、後日、「高額療養費のお知らせ」をお送りします。

区分Ⅱの認定証をお持ちの方
過去1年間で区分Ⅱの有効期間内に90日を超える入院がある場合、申請していただくと食事代がさらに減額となります。

【医療保険課係(区役所2階8番) 窓口、各出張所

☎(3647)3168
FAX(3647)8443

国保「高齢受給者証」8月1日(土)一斉更新 7月末日までに新証を世帯主に送付

国民健康保険加入者で、70歳の方にお渡ししている高齢受給者証は、毎年8月に更新します。新しい高齢受給者証は、7月末日までに世帯主あてに送付します。今までお使いの高齢受給者証は、8月以降に裁断して廃棄していただくか、医療保険課資格相談係(区役所2階7番)またはお近くの出張所にお返しください。

「2割(※)」または「3割」で
高齢受給者証をお持ちで住民税標準額が145万円以上の方がいる世帯では、負担割合は3割となります。

3割負担の世帯でも、平成26年中の収入が下表に該当すれば、申請により2割負担に軽減となります。2割になる可能性のある方には申請書をお送りしましたので、平成26年中の収入の証明となるものを添付し、医療保険課資格相談係へ申請してください。

負担割合が3割の方へ

高齢受給者証の負担割合は

受給者証交付対象者数	受給者証交付対象者の総収入金額の合計
1人	383万円未満
2人以上	520万円未満
1人。ただし、特定同一世帯所属者(注)	520万円未満(特定同一世帯所属者分を含む)

注：特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度に加入された同一世帯の方です。

☎(3647)3167
FAX(3647)8443

家庭用消火器のあっせん

初期消火で火災の被害を最小限に

区では、火災の初期消火に効果的な家庭用消火器の購入および薬剤詰替のあっせんを行っています。ただし、薬剤詰替は粉末消火器のみが対象で、製造年から8年以上経過した粉末消火器は、薬剤詰替ができない場合があります。なお、強化液消火器の薬剤詰替はできません。

平成26年度から消費税増税に伴い料金改定および粉末消火器の一部種類が変更されています。※区指定の消火器業者を装った悪質な訪問販売業者には十分ご注意ください。

【区内在住の世帯主(事業所等の申込は不可)】数量あっせん品目を問わず1世帯に1本まで「納品」申込受付後、納品業者・納品期日等を郵送でお知らせ

さい(申請書が届いた方すべてが認定されるとは限りません)。
※2割負担の方のうち、昭和19年4月1日以前に生まれた方は、国の特例措置により1割負担となります。

【医療保険課資格相談係(区役所2階8番) 窓口、各出張所

☎(3647)3167
FAX(3647)8443

選挙啓発ポスターの作品募集

「明るい選挙」の実現や投票参加の呼びかけに

江東区選挙管理委員会では、今年も「明るい選挙」の実現や「投票参加」を呼びかけるポスターを募集します。入選作品には賞状と賞品、応募者全員に参加賞を贈呈します。

【応募要領】
①区内在校の小・中学生
②画用紙四ツ切(54mm×382mm)もしくはそれ

【応募要領】
①区内在校の小・中学生
②画用紙四ツ切(54mm×382mm)もしくはそれ

【応募要領】
①区内在校の小・中学生
②画用紙四ツ切(54mm×382mm)もしくはそれ

【応募要領】
①区内在校の小・中学生
②画用紙四ツ切(54mm×382mm)もしくはそれ

平成26年度委員長賞

小学生の部



▲中学生の部

消火器あっせん価格(消費税含む)

	消火器購入			薬剤詰替		
	強化液	粉末		粉末		
	1リットル	2.0kg	3.0kg	1.5kg	2.0kg	3.0kg
協定価格	6,980円	6,224円	8,600円	3,369円	4,092円	5,540円
区助成額	1,400円	1,300円	1,500円	820円	890円	1,030円
あっせん価格	5,580円	4,924円	7,100円	2,549円	3,202円	4,510円

※品物と引き換えにあっせん価格をお支払いください。
※粉末1.5kgについては薬剤詰替のみのあっせんを今年度も引き続き行います。
※古い消火器については右表の価格で引き取りを行います(消火器購入者のみ)。

引き取り価格		
リサイクルシール	あり	なし
協定価格	1,080円	1,580円